

令和3年12月24日

弁護士 木原功仁哉 殿

東京地方裁判所長 平 木 正 洋

抗 議 書

貴殿は当庁令和3年(行ウ)第301号事件の原告代理人であるところ、令和3年10月12日(火)に、当庁で開かれた同事件の第1回口頭弁論期日後に貴殿が行った報告会の中で、報告会の出席者からの質問に答える形で、「動画に撮っていただくのは全然構いません」、「そのように暴力反対とか言っていたらと非常に心強いので、次回もそういうような感じでお願ひしたいなと思います」と発言しているが、前者については、裁判所の構内での撮影行為は裁判所の庁舎等の管理に関する規程第12条第1項第8号により、後者については、構内での騒擾行為は同条第1項第4号及び第11号により禁止されている行為であり、弁護士である貴殿がその禁止されている撮影行為及び騒擾行為を積極的に勧める旨の発言を行ったことは当庁として看過できないものであり、弁護士倫理に照らしても誠に遺憾であると言わざるを得ない。

ついでに、厳重に抗議するとともに、速やかに前記発言を取り消す旨並びに裁判所構内での撮影行為及び騒擾行為は禁止されている行為である旨を前記の報告会関係者等に伝えるよう申し入れる。

以 上